

熊本県農業経営負担軽減支援資金のご案内

○本資金は、経済環境の変化等によって、負債の償還が困難になっている農業者の経営改善を進めるため、主に制度資金以外の営農負債を低利、長期に借換える資金です。

熊本県農業経営負担軽減資金

融資対象者

農業所得が総所得の過半を占めている農業者で、負債の償還が困難となっている者。

資金用途

営農負債の借り換えに必要な資金
但し、貸付金利5.0%以下の制度資金は除く

貸付限度額

借換えが必要な営農負債の残高

利率

0.8%（H27年4月1日現在）

※最新の金利については、[農林漁業関係制度資金の概要ページ](#)から金利一覧表が入手できます。

償還期限

10年以内（特認15年）（うち据置3年以内）

●資金に関する詳しい相談は、最寄りの広域地域本部・地域振興局または、金融機関（農協等民間金融機関）までお問い合わせください。

★資金の貸付要件等については、裏面をご覧ください。

○「農業経営負担軽減支援資金」の融資対象者は、負債の償還が困難となっている農業者であって、以下の要件に該当する方です。

〔要件〕

(1)個人にあつては、次の要件の全てを満たすものであること。

ア. 農業経営の改善に取り組む意欲と能力を有している者であつて、経営改善計画を作成し、その確実な実行と本資金の確実な償還が見込まれること。

イ. 農業所得が総所得の過半を占めていること。

ウ. 貸付を受ける者(その者が60歳以上である場合は、その後継者)が現に主として農業に従事(農業 大学校に就学している場合等を含む。)しており、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあること。

エ. 現に約定償還金(元利)の一部の返済が可能であること。

(2)法人にあつては、次の要件の全てを満たすものであること

ア. 農業経営の改善に取り組む意欲と能力を有している者であつて、経営改善計画を作成し、その確実な実行と本資金の確実な償還が見込まれること。

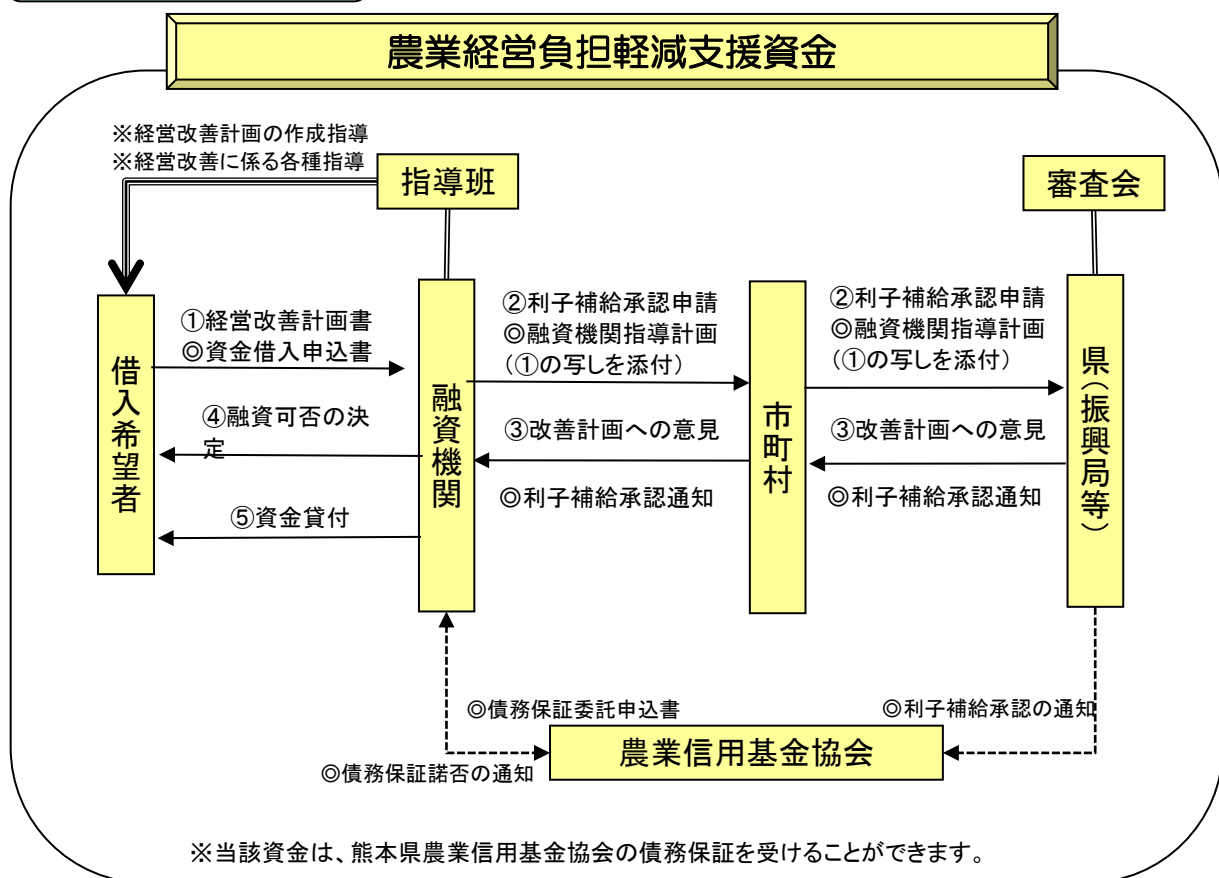
イ. 現に約定償還金(元利)の一部の返済が可能であること。

ウ. 総売上高のうち農業に係る売上高が過半を占めること。

※関係機関が連携した「指導班」が設置されますので、経営改善計画書の作成や経営の再建指導等を受けることが必要となります。

貸付の手続

貸付の手続は各資金ごと以下のとおりです。



●資金に関する詳しい相談は、最寄りの広域地域本部・地域振興局または、金融機関（農協等民間金融機関）までお問い合わせください。